

①基本要件

- 自分が住むための住宅を久留米市内に取得して、その住宅に住所を移した。
⇒しおり 2 ページ (1) 1 を確認
- 住宅を取得した日は、平成 27 年 7 月 1 日以降。 ⇒しおり 2 ページ (1) 1 を確認
- 住所を移す前に 1 年以上、久留米市外の市区町村に住んでいた。
⇒しおり 2 ページ (1) 2 を確認
- 住宅を取得した日又は、住所を移した日のどちらかが令和元年 10 月 1 日以降。
⇒しおり 2 ページ (1) 3 を確認

以上4項目すべてにチェック☑が付いた場合 . . . **基本額 5万円**

★注意：該当しない項目が1つでもある場合、補助の対象にはなりません。

-----基本条件を満たしたら-----

②加算額の確認

- 小郡市・大川市・うきは市・大刀洗町・大木町から転入 . . . 以下の加算なし
(基本額のみ)

- 中学生以下の子どもと同居している又は出産予定がある +20万円
⇒しおり 3 ページ A を確認
- 三大都市圏および福岡都市圏からの転入 +5万円
⇒しおり 3 ページ B を確認
- 三世代の方が久留米市内に居住されている +5万円
⇒しおり 3 ページ C を確認
- 市内に就業している方が転入 +5万円
⇒しおり 3 ページ D を確認

加算額 万円

(最大 25 万円)

合計金額 万円

* 30万円を超えた場合は、30万円まで